

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部      課・所・室名 川越農林振興センター林業部

事業の種類	2 道路の整備	事業名	西名栗線森林管理道開設事業
事業の規模	2級林道 1車線 68m	実施場所	飯能市大字下名栗地内
計画期間	平成29年度～平成33年度	段階	施工段階
事業の概要： 飯能市と横瀬町の境付近に起点があり、名栗地域を縦断する森林管理道西名栗線の開設を実施した。			

※別表－1を添付する。

総合評価	3
------	---

**【記入方法】**

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項 道開設にあたりできた法面は緑化を行い、在来植物を中心に採用した。
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

**【記入方法】**

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

# 別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	西名栗線森林管理道開設事業
-----	---------------

基本方向 1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 1</b> 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○		✓	✓
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○		✓	✓
<b>基本的配慮事項 2</b> 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○		✓	✓
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○		—	
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○		✓	
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○		✓	✓

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 1</b> 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		✓	✓
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○		✓	✓
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○		✓	✓
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○		✓	

基本方向 2	恵み豊かであるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 2</b> 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○		✓	✓
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○		✓	✓
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○		✓	✓
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○		—	
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○		—	
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○		—	

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 1</b> 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○	✓	
		実施率 (b/a (%))				合計 (a)	合計 (b)
		73%				15	11

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業

にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道	事業名	森林管理道開設事業（御岳山2号線）
事業の規模	幅員3.5m 延長80m	実施場所	秩父郡小鹿野町両神小森地内
計画期間	平成10年～令和10年	段階	施工段階
事業の概要： 秩父市及び小鹿野町における森林整備の推進を目的として、秩父市大滝と小鹿野町両神小森とを結ぶ計画総延長8,400mの森林管理道を整備する事業である。 平成30年度は、御岳工区80mを開設した（平成29年度繰越工事）。			

※別表-1を添付する。

総合評価	5
------	---

**【記入方法】**

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

工事資材として県産木材を積極的に利用し、木材利用の推進に努めた。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

**【記入方法】**

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

# 別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道開設事業（御岳山２号）
-----	------------------

基本方向 1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 1</b> 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○		✓	✓
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○		✓	✓
<b>基本的配慮事項 2</b> 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○		✓	✓
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○		✓	✓
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○		✓	✓
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○			

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 1</b> 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		✓	✓
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○		✓	✓
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○			
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○			

基本方向 2	恵み豊かであるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 2</b>							
良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○		✓	✓
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○		✓	✓
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○		✓	✓
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○		✓	
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○		✓	✓

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 1</b>							
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○	✓	✓
		実施率 (b/a (%))		合計 (a)	合計 (b)		
		94		16	15		

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容

について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。



## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道	事業名	森林管理道舗装事業（明ヶ平沢戸線）
事業の規模	幅員4.0m 延長374m	実施場所	秩父市上吉田地内
計画期間	平成25年～令和4年	段階	施工段階

事業の概要：本線は、秩父市上吉田の明ヶ平集落と沢戸集落を結ぶ林道（森林管理道）である。開設後の降雨や凍結・融解により路面の洗掘が進み、林業関係者、地元住民の通行の安全を確保するため、舗装工事を行うものである。

※別表－1を添付する。

総合評価	5
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

- ・ 工事に使用する機械は、仕様書で排ガス対策型を指定した。
- ・ 排水施設工に間伐材を用いた木製水路盤を施工した。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

## 【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

# 別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道舗装事業（明ヶ平沢戸線）
-----	-------------------

基本方向 1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 1</b> 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○		✓	✓
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○		－	
<b>基本的配慮事項 2</b> 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○		✓	✓
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○		✓	✓
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○		✓	✓
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○		✓	✓

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 1</b> 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		－	
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○		－	
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○		✓	✓
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○		－	

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 2</b>							
良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○		-	
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○		-	
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○		-	
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○		-	
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○		✓	
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○		✓	✓

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 1</b>							
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○	✓	✓
					実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)
					91	11	10

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容

について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道	事業名	森林管理道改良事業（八日見線）
事業の規模	幅員5.0m 延長429m	実施場所	秩父郡小鹿野河原沢地内
計画期間	平成30年～令和元年	段階	施工段階
事業の概要： 本線は、木材搬出や森林整備など林業用として活用されるだけでなく、尾ノ内氷柱へのアクセス道でもあり観光目的としての一般車両の通行も多い。 本事業は、縦断勾配の改良による走行性の向上、排水施設の改良による路体機能の維持を図ったもの。			

※別表-1を添付する。

総合評価	3
------	---

**【記入方法】**

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項 ・ 工事に使用する機械は、仕様書で排ガス対策型を指定した。
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

**【記入方法】**

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

# 別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道改良事業（八日見線）
-----	-----------------

基本方向 1		配慮時期				チェック		
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
環境への負荷の少ない地域社会の実現								
<b>基本的配慮事項 1</b> 設計・施工段階において環境保全に配慮する。								
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓	
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○		✓	✓	
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○		✓		
<b>基本的配慮事項 2</b> 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。								
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○		✓	✓	
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○		✓	✓	
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。			○	○		✓	✓
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○		—		

基本方向 2		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
恵み豊かでうるおいのある環境の確保							
<b>基本的配慮事項 1</b> 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		✓	
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○		—	
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○		✓	✓
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○		—	

基本方向2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項2</b> 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○		✓	✓
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○		—	
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○		✓	
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○		—	
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○		—	
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○		✓	✓

基本方向3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項1</b> 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供しよう努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○	✓	✓
					実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)
					77	13	10

**【記入方法】**

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

**【評価基準】**

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。



## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道	事業名	森林管理道舗装事業（上野大滝線）
事業の規模	幅員5.0m 延長844m	実施場所	秩父市中津川地内
計画期間	平成24年～令和4年	段階	施工段階
事業の概要： 本線は、秩父市中津川と群馬県上野村を結ぶ林道（森林管理道）である。主に森林整備のために利用されているが、降雨時の路面洗掘が著しく、通行の妨げとなるため舗装を実施するものである。			

※別表-1を添付する。

総合評価	3
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

工事資材として県産木材を積極的に利用し、木材利用の推進に努めた。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

## 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

# 別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道舗装事業（上野大滝）
-----	-----------------

基本方向 1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 1</b> 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○		✓	✓
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○			
<b>基本的配慮事項 2</b> 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○		✓	
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○		✓	✓
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○		✓	✓
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○		✓	✓

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 1</b> 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○		－	
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		－	
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○		－	
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○		✓	✓
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○		－	

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 2</b>							
良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○		—	
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○		—	
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○		—	
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○		—	
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○		✓	
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○		✓	

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック		
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
<b>基本的配慮事項 1</b>								
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。								
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○	✓	✓	
						実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)
						70	10	7

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容

について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道	事業名	森林管理道改良事業（金山志賀坂線）
事業の規模	幅員4.0m 延長1,022m	実施場所	秩父郡小鹿野町河原沢地内
計画期間	平成27年度～平成31年度	段階	施工段階
事業の概要： 本線は、秩父市中津川と小鹿野町河原沢とを結ぶ林道（森林管理道）である。 本事業は、落石の危険性がある法面における法面保護工（簡易法柵工）及び落石対策工（ロープ掛工、不ロープ伏工）を実施するもの。また、八丁トンネルにおける覆工コンクリートの剥落防止工及び漏水対策工を実施するもの。			

※別表-1を添付する。

総合評価	3
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

- ・工事に使用する機械は、仕様書で排ガス対策型を指定した。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

## 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

# 別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道改良事業（金山志賀坂線）
-----	-------------------

基本方向 1	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
<b>基本的配慮事項 1</b> 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○		✓	✓
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○		-	
<b>基本的配慮事項 2</b> 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○		-	
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○		✓	✓
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○		✓	
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○		✓	✓

基本方向 2	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
恵み豊かでうるおいのある環境の確保							
<b>基本的配慮事項 1</b> 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		-	
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○		-	
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○		✓	✓
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○		-	

基本方向 2	恵み豊かであるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 2</b>							
良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○		✓	✓
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○		✓	
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○		✓	
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○		—	
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○		—	
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○		—	

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 1</b>							
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○	✓	✓
				実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)	
				73	11	8	

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容

について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。



## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道	事業名	森林管理道改良事業（広河原逆川線）
事業の規模	幅員4.0m 延長102m	実施場所	秩父市浦山地内
計画期間	平成30年度	段階	施工段階
事業の概要： 本線は、飯能市の有間ダムから有間峠を結び、秩父に通じる林道である。木材搬出や森林整備など林業用として活用されるだけでなく、登山やドライブ等の観光目的としての一般車両の通行も多い。 本事業は、落石の危険性がある法面に法面保護工（モルタル吹付工）を施工し、車両通行の安全性を向上させるものである。			

※別表－1 を添付する。

総合評価	3
------	---

### 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

#### 特に配慮した事項

- ・工事に使用する機械は、仕様書で排ガス対策型を指定した。

#### 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

### 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

# 別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道改良事業（広河原逆川線）
-----	-------------------

基本方向 1	配慮時期				チェック	
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現						
<b>基本的配慮事項 1</b> 設計・施工段階において環境保全に配慮する。						
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。	○	○		✓	✓
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○	✓	✓
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○	✓	✓
<b>基本的配慮事項 2</b> 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。						
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○	✓	✓
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○	－	
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○	✓	
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○	－	

基本方向 2	配慮時期				チェック	
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
恵み豊かでうるおいのある環境の確保						
<b>基本的配慮事項 1</b> 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。						
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○	✓	✓
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	✓	
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○	－	
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○	✓	✓
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○	－	

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 2</b>							
良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○		✓	✓
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○		✓	
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○		—	
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○		—	
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○		—	
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○		—	

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 1</b>							
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○	✓	✓
		実施率 (b/a (%))		合計 (a)	合計 (b)		
		73		11	8		

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容

について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 寄居林業事務所

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	森林管理道改良事業（矢納櫓尾線）
事業の規模	補強土壁工205.2m <sup>2</sup>	実施場所	児玉郡神川町大字矢納地内
計画期間	平成30年度から令和元年度	段階	計画段階
事業の概要：森林管理道の縦断勾配がきつく通行車両の底面をこすってしまっていたところの縦断勾配を改良する。			

※別表-1を添付する。

総合評価	4
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

- ・ 構造物に補強土壁を採用し、壁面を緑化する。
- ・ 舗装の表層には、再生合材を使用する。
- ・ 使用する機械は、環境対策型機械を使用する

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

## 【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入す

る。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

# 別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	矢納檜尾(計画)
-----	----------

基本方向 1	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
<b>基本的配慮事項 1</b> 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○		✓	✓
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○			
<b>基本的配慮事項 2</b> 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○			
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○			
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用しよう努める。		○	○		✓	✓
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○			

基本方向 2	配慮時期				チェック	
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
恵み豊かでうるおいのある環境の確保						
<b>基本的配慮事項 1</b> 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。						
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○		
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○		
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○		
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○		

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 2</b> 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○			
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○		✓	✓
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○			
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○			
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○			
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○			

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 1</b> 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○	✓	
			実施率 (b/a (%))		合計 (a)	合計 (b)	
		80		5	4		

**【記入方法】**

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

**【評価基準】**

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業



にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 寄居林業事務所

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	森林管理道改良事業（矢納檜尾）
事業の規模	補強土壁工205.2m <sup>2</sup>	実施場所	児玉郡神川町大字矢納地内
計画期間	平成30年度から令和元年度	段階	設計段階

事業の概要：森林管理道の縦断勾配がきつく、通行車両の底面をこすってしまっていたところの縦断勾配を改良する。

※別表-1を添付する。

総合評価	4
------	---

### 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

### 特に配慮した事項

- ・ 構造物に補強土壁を採用し、壁面を緑化する。
- ・ 舗装の表層には、再生合材を使用する。
- ・ 使用する機械は、環境対策型機械を使用する。

### 【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業に当たっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業に当たっての配慮すべき事項について、記入する。

# 別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	矢納檜尾(設計)
-----	----------

基本方向 1	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
<b>基本的配慮事項 1</b> 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○		✓	✓
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○			
<b>基本的配慮事項 2</b> 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○			
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○			
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○		✓	✓
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○			

基本方向 2	配慮時期				チェック	
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
恵み豊かでうるおいのある環境の確保						
<b>基本的配慮事項 1</b> 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。						
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○		
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○		
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○		
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○		

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 2</b> 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○			
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○		✓	✓
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○			
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○			
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○			
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○			

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 1</b> 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○	✓	
		実施率 (b/a (%))				合計 (a)	合計 (b)
		80				5	4

**【記入方法】**

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

**【評価基準】**

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業

にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。